## 〇厚生労働省告示第七十八号

職 内 行 8 す る 者 う 昭 業 る 容 職 者 等 業 た 紹  $\mathcal{O}$ 和 雇 8 的 が 安 用 介 兀 定 + 保 事  $\mathcal{O}$ 確 均 募 険 業 指 な 等 集 五. 法 者 受 表 待 年 法 針 等 等 昭 及 示 遇 託 法 者、 そ 和 75 律  $\mathcal{O}$ 青 労 労 第 <del>---</del>  $\mathcal{O}$ 部 働 募 + 他 少 働 九 \_ 年 者 集 を 条 十  $\mathcal{O}$ 改 関  $\mathcal{O}$ 件 情 八 年  $\mathcal{O}$ 等 号) 募 法 正 係 雇 報 集 す 者 等 律 用  $\mathcal{O}$ を 第 第 る が 機 明 提 法 適 会 行 供 七 示 百 律 切 う 事 兀  $\mathcal{O}$ 条 者 求 業 + 12 確  $\mathcal{O}$ 亚 保 等 職 妆 を 規 者 号) 行 定 処 成 及  $\mathcal{O}$ 等 12 す び 責 う 者 第 + る 職 務 基  $\mathcal{O}$ 場 づ 兀 九 た 個 労 き、 + 年 8 労 ^ 人 働 働 法 八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 情 定 報 者 条 指 者 職 律 第 針 着 供  $\mathcal{O}$ 供 業 及 給 給 十  $\mathcal{O}$ に 取 紹 び 関 青 兀 事 扱 事 介 号) 業 業 事 部 少 し 11 者 を 者 業 年 7 者 附 改 事  $\mathcal{O}$ 職  $\mathcal{O}$ 則 正 業 責 業 労 雇 す 主 務 第 紹 働 求 用 等 者 人 る 介  $\mathcal{O}$ 告 特 条 者 に 事 供 促 定 業 第 給 関 進 示 等 者 労 五 を 地 L を 受 号 次 方 7  $\mathcal{O}$ 働 に 12 公 責 け 者 関  $\mathcal{O}$ 適 務 掲 ょ 共 切 ょ す  $\mathcal{O}$ う う げ 団 に 慕 る に 募 る 体 対 集 法 す 規 定 処 集 を 律

平成三十一年三月二十日

定

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

日

平

成

三

+

年

三

月

+

日

か

5

適

用

す

る

## 厚生労働大臣 根本 匠

者 職 者 等 労 業 等  $\mathcal{O}$ 働 紹 者  $\mathcal{O}$ 介 個 責 事 供 人 業 務 情 給 者 事 報 労  $\mathcal{O}$ 業 働 者 取 求 者 扱 人 供 労 者 1 給 働 事 者 労 職 業 業 働 供 者 給 者 紹  $\mathcal{O}$ 介 を  $\mathcal{O}$ 責 受 募 事 務 集 業 け 等 者 を ょ う 行 12  $\mathcal{O}$ 関 責 と う す 者 務 し る 7 適 募 者 募 等 集 切 集 12 受 内 が 対 容 均 託 処 者 等  $\mathcal{O}$ す 的 待 募 る 確 遇 た 集 な 8 情 表 労  $\mathcal{O}$ 示 働 報 指 等 条 労 針 件 提 及 等 働 供 び 者 事  $\mathcal{O}$ 書 業 明  $\mathcal{O}$ 募 少 を 示 集 行 年 う  $\mathcal{O}$ を 求 者 雇 行 職

用 機 会  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 職 場 ^  $\mathcal{O}$ 定 着 12 関 L 7 事 業 主 特 定 地 方 公 共 寸 体 職 業 紹 介 事 業 者 等 そ  $\mathcal{O}$ 他

 $\mathcal{O}$ 関 係 者 が 適 切 に 対 処 す る た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 指 針  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 告 示

個 労 職 働 人 情 者 業 供 報 紹  $\mathcal{O}$ 給 介 事 事 取 扱 業 業 者、 者、 1 職 労 求 業 働 人 者 紹 者 供 介 給 労 事 業 を 働 受 者 者 け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 責 募 ようと 務 集 を す 募 行 る 集 う 者等 者、 内 容 が 募  $\mathcal{O}$ 的 均 集 等 受 確 待 託 な 遇 者 表 示 労 募 労 集 働 働 条 情 者 件 報 等 等  $\mathcal{O}$ 募 提  $\mathcal{O}$ 集 明 供 事 を 示 行 業 う 求 を 者 職 行 等 者 う 等 者  $\mathcal{O}$ 責  $\mathcal{O}$ 

務

労

働

者

供

給

事

業

者

 $\mathcal{O}$ 

責

務

等

12

関

て

適

切

に

対

処

す

る

た

8

 $\mathcal{O}$ 

指

針

 $\mathcal{O}$ 

部

改

正

第 等 者 百  $\mathcal{O}$ 兀 条 責  $\mathcal{O}$ + 務 労 個 働 職 人 号) 労 情 者 業 供 働 報 紹 者 給 介  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 供 取 事 部 給 扱 業 業 を 者 者 事 1 次 業 労  $\mathcal{O}$ 者 職 求 表 働 業  $\mathcal{O}$ 人 者 者 責 紹  $\mathcal{O}$ ょ 供 務 介 う 等 事 労 給 に 業 を 働 に 受 改 関 者 者 正 け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L す 責 ょ 募 7 うと る。 務 集 適 切 を 募 す 行 に 集 る う 対 者 者 処 内 す 等 容 募 る  $\mathcal{O}$ が た 的 均 集 受 8 等 確 待 託  $\mathcal{O}$ な 指 者 表 遇 針 示 労 募 平 集 労 働 成 働 条 情 + 者 件 報 等 等  $\mathcal{O}$ 年 募 提  $\mathcal{O}$ 労 集 明 供 働 を 事 示 省 業 行 告 う 求 を 示 者 行 職 第 者 築 う

(二) (略)	、必要な調査を行わなければならないこと。	かを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し	第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどう	おいて「無期雇用就職者」という。)が職業安定法施行規則	うち期間の定めのない労働契約を締結した者(以下この十に	る情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者の	○ 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定によ	十 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項	三~九(略)	込みを受理しないことが望ましいこと。	号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申	□ 職業紹介事業者は、求人の申込みが法第五条の五第一項各	を申告させるべきこと。	込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当するか否か	□ 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人の申	二 職業紹介事業者における求人の申込みの受理に関する事項	一 (略)	第五 法第三十三条の五に関する事項 (職業紹介事業者の責務)等	改正後
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	、必要な調査を行わなければならないこと。	かを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し	第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどう	おいて「無期雇用就職者」という。)が職業安定法施行規則	うち期間の定めのない労働契約を締結した者(以下この九に	る情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者の	○ 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定によ	九 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項	二~八 (略)							(新設)	一 (略)	第五 法第三十三条の五に関する事項(職業紹介事業者の責務)等	改正前

青 少 年の 雇 用 機 会 O確保 及び職場  $\sim$ 0) 定着 に関 して事業主、 特定地方公共団 体、 職業紹 介事業者

等その 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者 が 適 切 に 対 処 でする た め  $\mathcal{O}$ 指 針  $\bigcirc$ 部 改 正

第二 条 青 少 年  $\mathcal{O}$ 雇 用 機 会  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 職 場  $\sim$  $\mathcal{O}$ 定 着 に 関 L 7 事 業 主、 特 定 地 方 公 共 寸 体、 職 業 紹 介 事

一部を次の表のように改正する。

業 者

<u>;</u>

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

関

係

者

が

適

切

に

対

処す

る

た

8

 $\mathcal{O}$ 

指

針

平

成二十七

年厚

生

一労働

省

告示

第

四百

[六号)

 $\mathcal{O}$ 

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

0) 確 少保特 年及定 のび地 就 職 方 場公 숲 第 の四

改

正

後

ーを 第二の一の日に 現年関 ぷできるよう、x-が安定的な就\*\* 講 が 係 が者とし ずること。 て、 っ、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実て、特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少駅職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な職場への定着促進のために講ずべき措置 職 掲 だげる事 項 がが 適切 に 履 行されるよう、 リアアップを実業者等は、青少 必要な措

5 削 る 兀

> 確 少保特年及定 大の就職 一の就職 一の就職 職支援の公共団 年 0) 雇 用 機

> > 会

改

正

前

現できるよう、は異係者として、は 第二の一の日に な就 特 掲 次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、 業機会を得て、 げ . る事 項 が 液適切 に履 行 され るよう、 ア者に ア 等 は い わ る t 必 要 プを青主 な 措 実少な

## 一~四 (略)を講ずること。 兀 (略)

Ŧī. 労働関係法令 違 反 0) 求

人

者

0)

対

業安定 業安定 わな することが 留意しつ び 職業紹介 項 準 V 校卒業見込者等の 所に 用 よう、 法 (同 第 する場合を含む。 つ、 法第三十三条第四 で Ŧī. お 条の 職 ける求人 事業者におい きる求人 業安定法第二十九条第三項、 法 第 五. + 0 者からの学校卒業見込 規 0 適 条に基づき公共職業安定所が定の趣旨及び求職者の就業機 職 不 ても、 選 受 文理に が択の 又は第三十三条 「項及び第三十三条 観点 準じ 法第 た +か 6 取 条に 組 第三 の 二 者等 を進 特 0 規 定 <u>+</u> 求人 定する公 第  $\equiv$ 地 8 第二 五. るため、 方 不受理 条の 会の は 項 公 一項にお 取り 共 ...規定 + 共 確 寸 と保 扱 職職体

六 し いこと。 職業紹介 九六

事

業

0

取

扱

職

種

 $\mathcal{O}$ 

範

拼

等

0

届

出

を

行

うこと

が

望

ま

八五

況

な支援

を適

切 に

行うこと。

確

職

場 定

着 0) 措一そ

も七の略

に置かの

応じ、留にも留まる

し、その雇用機会の確も留意しながら、全て出までに定めるもののの各関係者が講ずべき

てのき

保及び場合の関係がある。

者 他 は、法に

の促進のために少年の希望及び少年の希望及び

にびづ

法 青令、

状況に応じ、その原く措置にも留意した一から八までに実 な支援を適 切 雇ながお に 行うこと。 用機会の確保Rから、全てのBがあるもののほかがあれるもののほかが講ずべき措置 関係者に関係者に 及び職場 は、法 定 法 青令、 着 0) 少 促 年 指 の針 進 希望及 0) た

め

にびづ